

福祉有償運送セダン型車両特区の認定申請について

県では、県域全体での非営利法人によるセダン型等の一般車両を使用した要介護者等の有償運送が可能となるよう、「神奈川県福祉有償運送セダン型車両特区」として、本日、内閣総理大臣（内閣府大臣官房構造改革特区推進室）に、構造改革特別区域計画の認定申請を行いましたので、お知らせいたします。

1 背景

県の平成15年度実態調査によると、県内では、市区町村社会福祉協議会やNPOなど114の非営利団体が、要介護者や障害者の通院などを目的に、福祉車両やセダン型車両1,144台を使用して延べ237,274人の有償運送サービスを実施しています。そのうち、セダン型車両では、79団体が898台を使用して延べ114,908人を運送しており、車両台数では約80%を占めています。

2 認定申請に至る経過

道路運送法第80条第1項では、原則、自家用自動車を使用した有償運送は行えないことになっていましたが、平成16年3月の国土交通省ガイドラインにより、非営利法人による福祉車両を使用した福祉有償運送が認められ、地域の状況を踏まえて市町村が主宰する運営協議会の協議を経て、道路運送法の許可を取得することが可能となりました。ただし、セダン型車両による有償運送を行う場合には、特区認定を受けることが必要となります。

県では、このガイドラインを受けて市町村や関係事業者等と対応を調整してまいりましたが、約48万人に及ぶと想定される移動制約者のニーズやNPO等の活動実態を踏まえ、地域福祉を推進する観点から、円滑な福祉有償運送が行われるよう、今回、県域における特区認定申請を県内市町村を代表して行うこととしました。

3 構造改革特別区域計画認定申請の内容

- | | |
|------------------------|--|
| (1) 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 | 神奈川県 |
| (2) 構造改革特別区域の名称 | 神奈川県福祉有償運送セダン型車両特区 |
| (3) 構造改革特別区域の範囲 | 神奈川県内全域のうち大和市域を除く地域
(大和市域は平成16年4月1日付け認定済) |
| (4) 構造改革特別区域計画の概要 | 資料1のとおり |
| (5) 認定申請日 | 平成16年10月15日 |

4 参考資料

- 資料1 構造改革特別区域計画の概要
資料2 神奈川県福祉有償運送セダン型車両特区について

問い合わせ先
地域福祉推進課地域福祉班 金井、広瀬
電話 045-210-4638 FAX 045-210-8856

ハローファクスボックス番号	21042
ホームページアドレス	http://www.pref.kanagawa.jp/press/0410/21042/index.htm